

サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）アミカの郷小平あじさい公園
介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用契約書

表題部記載の契約当事者である事業者と利用者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」といいます。）に基づく介護予防特定施設入居者生活介護または特定施設入居者生活介護（以下「介護予防特定施設入居者生活介護等」といいます。）の利用にあたり、当事者間において、次の条項に基づく契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

この証として、当事者は本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その1通を保有します。

表題部

- | | | | | |
|---|-------------|--|-----------------------|-----|
| 1 | 契約締結日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 契約期間 | 年 | 月 | 日から |
| | | 利用者の最新の要支援認定または要介護認定の有効期間満了日まで | | |
| 3 | 特定施設の表示 | | | |
| | ・名称： | アミカの郷小平あじさい公園（サービス付き高齢者向け住宅登録済）
（介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護：1374303921号） | | |
| | ・所在地： | 東京都小平市仲町293番地の5 | | |
| 4 | 契約当事者の表示 | | | |
| | (1) 利用者：氏名： | | | 印 |
| | 住所： | | | |
| | (2) 法定後見人： | | | 印 |
| | (3) 事業者 | 事業者名： | ALSOK介護株式会社 | |
| | | 事業者住所： | 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地 | |
| | | 代表取締役： | 小黒 康伸 | 印 |
| 5 | 契約当事者以外の者 | | | |
| | 身元引受人 | ：氏名 | | 印 |
| | 連帯保証極度額 | 340万円 | | |
| | 住所： | | | |
| | 利用者との続柄： | (具体的に | |) |

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護予防特定施設入居者生活介護等を利用する利用者に対し、特定施設において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援するため各種サービスを提供することを目的として本契約を締結します。

2 第4条および第5条に基づき提供されるサービスの内容は、重要事項説明書に別添3の「介護サービス等の一覧表」に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の有効期限は、本契約書表題部記載のとおりとします。

2 契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による契約終了の申出がない場合、この契約は同一の条件で更新され、以降も同様とします。

(運営規程)

第3条 事業者は、事業の運営に関して、次の各号の重要事項等を含む規程（以下「運営規程」といいます。）を定めます。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 職員の職種、人数および職務内容
- 三 入居定員および居室数
- 四 各種サービス内容および利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続
- 六 特定施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において、介護保険給付対象サービスとは、介護予防特定施設サービス計画または特定施設サービス計画（以下「介護予防特定施設サービス計画等」といいます。）に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援ならびに機能訓練および療養上の世話をを行います。

3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護は、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話ならびに機能訓練および療養上の世話をを行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、介護保険給付対象外サービスについては、重要事項説明書に別添3の「介護サービス等の一覧表」のとおり提供します。

(介護予防特定施設入居者生活介護等の提供場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービスまた介護サービス（以下「介護予防サービス等」といいます。）を特定施設の利用者の居室、食堂兼機能訓練室、浴室その他適切な場所において提供します。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、地域および地域住民との連携、交流に努めます。

第2章 介護等の内容確認とその手続き

(要支援認定または要介護認定に伴う確認)

第8条 事業者は、利用者の要支援認定または要介護認定が確定、更新、変更された場合、その内容を確認するために、次の各号の事項を含む要支援認定または要介護認定に伴う確認書を利用者に交付します。

- 一 要支援認定または要介護認定の内容、認定日および有効期間
 - 二 市町村により確定されたその他の重要な事項
- 2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して次の各号の事項について説明を行い、利用者の意思を確認します。
- 一 第4条に定める介護保険給付対象サービスに関する費用の額および利用料金
 - 二 第5条に定める介護保険給付対象外サービスに関するサービス内容および利用料金
 - 三 その他利用者または事業者において必要と考えられる事項

(介護予防特定施設等サービス計画等の作成または変更)

第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに介護予防特定施設サービス計画等の原案または変更案を作成します。

- 2 事業者は、前項の介護予防特定施設サービス計画等の原案または変更案を利用者およびその御家族に書面で交付し、協議を行い、その同意を得た上で決定します。

第3章 事業者の義務

(秘密保持と個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者の秘密保持および個人情報の保護について、次の各号を遵守します。

- 一 業務上知り得た利用者に関する秘密や個人情報を保護します。
 - 二 秘密保持および個人情報の保護については、本契約履行中だけでなく本契約終了後も遵守します。
- 2 事業者は、法令に基づき必要な措置をとるために、次の各号の場合に利用者の個人情報を開示することがあります。
- 一 利用者または第三者の生命、身体、財産に危険がある場合
 - 二 利用者があらかじめ書面により同意している場合
 - 三 全2号の他、利用者の個人情報を開示する正当な理由がある場合

第4章 各種サービスの料金の支払い

(各種サービス利用料金)

第11条 利用者は、事業者が第8条および第9条に基づき提供した各種サービスの利用料を支払うものとします。

- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供された各種サービスの区分、内容、利用料金等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の改定)

第12条 事業者は、介護保険法令等の変更があった場合、第8条第2項第1号に定める介護保険給付対象サービスに関する費用の額および利用料金を改定することができます。

- 2 事業者は、経済情勢、物価の変動などの理由により、第8条第2項第2号に定める介護保険給付対象外サービスに関する利用料金を改定することができます。この場合、事業者は、運営懇談会に変更する利用料金についての収支状況、特定施設が所在する地域の地方公共団体等が発表する賃金、物価、生計費等の指数等を勘案した改定理由を提示し、その意見を聴きます。

(証明書の交付)

第13条 事業者は、本契約に基づく各種サービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2 事業者は、前項のサービス提供証明書の発行に際し、利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることができます。

(損害賠償)

第14条 事業者は、本契約に基づく各種サービスの提供に当たって、事業者の故意または過失により事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、利用者に対して損害の賠償をします。ただし、利用者に故意または過失がある場合は賠償額を減免することができます。

第5章 契約の終了

(契約の終了事由)

第15条 本契約は、次の各号のいずれかの場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 利用者が、自立とされた場合
- 三 入居契約が終了した場合
- 四 事業者が介護保険法令等に基づく介護予防特定施設入居者生活介護等の事業者指定を取消された場合または指定更新を行わなかった場合
- 五 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護等に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 六 第16条または第17条に基づき本契約が解約または解除された場合

(事業者からの契約の解約)

第16条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ契約当事者間の信頼関係を破壊すると認める場合には、本契約を解約することができます。

- 一 本契約に基づく各種サービス利用料金の支払いにつき、利用者が2か月以上滞納した場合
 - 二 利用者の行動が他の利用者または事業者の職員の生命、身体、財産に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することが困難である場合
 - 三 利用者の行動が事業者の事業の遂行を妨げる場合
 - 四 前各号に準ずる事由がある場合
- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
- 一 医師の意見を聴く
 - 二 一定の観察期間をおく
 - 三 契約の解約の通告について60日の予告期間を設ける
 - 四 前号の通告に先立ち、利用者および身元引受人等に弁明の機会を設ける

(利用者からの中途解約)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は、契約終了を希望する日の30日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 第15条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が既に提供された各種サービスに対する利用料金支払い債務その他事業者に対する債務を負担しているときは、契約終了日から7日以内にそれらの債務を精算するものとします。その際、日割計算を行う必要がある各種サービスに関する利用料金の額の算定については、1か月を30日として算定します。

第6章 苦情処理

(苦情処理)

- 第19条 利用者は、本契約に基づく各種サービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、行政機関または国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。
 - 3 事業者は、前2項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ誠実に対応して解決に当たります。
 - 4 事業者は、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由として、何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第7章 その他

(介護サービスの記録)

- 第20条 事業者は、利用者に対する各種介護サービスに関する記録を作成し、各種サービスを提供した日から5年間保存するものとします。
- 2 利用者またはその同意を得た家族は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧、写しの交付を求めることができます。

(身元引受人)

- 第21条 利用者は、身元引受人を定めなければなりません。
- 2 身元引受人は、本契約から生じる利用者の事業者に対する債務について、本契約書表題部の極度額を限度として、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。本契約が更新された場合も同様とします。
 - 3 身元引受人が負担する債務の元本は、利用者または身元引受人が死亡したときに確定します。
 - 4 事業者は、身元引受人の請求があったときは、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等の利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
 - 5 身元引受人は事業者と協議し、必要などきは利用者の身柄の引き取りを行います。
 - 6 身元引受人は、利用者の生活維持、介護等のために意見具申等を行い、必要に応じて事業者と協議します。
 - 7 事業者は、利用者の生活および健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡します。
 - 8 身元引受人は、利用者が死亡した場合、その遺体および遺留金品の引受けならびに返還金の受取を行います。

(協議)

- 第22条 事業者と利用者および身元引受人は、本契約に定めのない事項および本契約の条項の解釈については、相互に協議し、誠意をもって処理するものとします。

(合意管轄)

- 第23条 事業者、利用者および身元引受人は、本契約に関する契約に関する紛争（裁判所の調停手続きを含む。）の第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とすることについてあらかじめ合意します。